

常陸大宮駅西交流拠点整備計画概要

常陸大宮駅西交流拠点整備の計画概要は、以下のとおりである。

- 1 施設名（仮称） 常陸大宮駅西交流拠点
- 2 所在地 常陸大宮市中富町965-2外（市有地）
- 3 用途地域等 第一種住居地域
- 4 建ぺい率・容積率 建ぺい率60%、容積率200%
- 5 敷地面積 約7,500㎡
- 6 地目等 宅地、常陸大宮市上水道、公共下水道区域内
- 7 建築条件（想定用途）
 - (1) 交流施設
 - ・カフェ機能を備えた多目的に利用できる空間を計画すること。
 - ・どのように利用するのか、アピールポイントがあれば記載すること。
 - ・規模は概算工事費の範囲内において計画すること。
 - (2) トイレ棟
 - ・男性、女性、多機能トイレを計画すること。
 - (3) 遊具広場大屋根
 - ・テント等の屋根を設け、夏場の日射遮蔽等に配慮し、遊具を覆うように計画すること。
 - ・安心して遊ぶことができる幼児、児童向けの遊び場を計画すること。
 - (4) 遊具設置
 - ・インクルーシブ遊具、ふわふわドームの設置を計画すること。
 - ・複合遊具1式以上を設置すること。
 - ・その他概算工事費の範囲内において個別遊具を計画すること。
 - (5) 芝生広場
 - ・裸足でも遊べる芝生の広場を計画すること。
 - (6) 親水施設
 - ・じゃぶじゃぶ池など、小さな子どもでも安全に水遊びができる施設を計画すること。
 - ・敷地内に存在する井戸の活用を検討すること。
 - (7) 防災機能
 - ・かまどベンチやマンホールトイレ等、災害時に対応できるものを計画すること。
 - (8) サイン
 - ・ユニバーサルデザインを取り入れ、景観に配慮した計画とすること。
 - (9) 園路
 - ・駅前広場、周辺道路との歩行者動線に配慮した計画とすること。
 - ・ガラス屋根の回廊（基本計画時の参考事例）等、駅西口との一体的な景観形成を図ること。
 - (10) 植栽
 - ・利用者が休憩する木陰ができるように計画すること。
 - ・隣接地に配慮した計画とすること。
 - (11) 駐車場
 - ・歩行者動線に配慮した駐車場（10台程度）を計画する。

- ・常陸大宮駅周辺整備事業（駅西交流拠点）は、回遊性を高めたコンパクトなまちづくりを進めるため、周辺の公共施設の駐車場を活用した計画とする。

(12) イベント広場

- ・移動販売車が出店できるスペース（電源、水道設備を含む）を計画すること。

(13) 維持管理

- ・公園の維持管理の低減を図るための方策等、検討すること。

(14) その他

- ・周辺環境に配慮した夜間でも安心安全な公園を計画すること。
- ・駅舎、西口駅前広場と空間の連続性を持つよう計画すること。

8 概算工事費

(1) 工事費 金 867,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

(2) 上記工事費内で実現可能な提案とすること。

(3) 工事費には、建築工事費、電気、機械設備工事費、付帯工事費等、交流拠点の整備に係るすべての工事費が含まれるものとする。

(4) 造付家具は概算工事費に含むものとする。

9 事業計画

実施設計：令和4年度から令和5年度

建設工事：令和6年度から令和7年度

供用開始：令和8年度

10 関連資料

(1) 常陸大宮駅西交流拠点関係

- ・常陸大宮駅西交流拠点基本計画（令和4年3月策定）
- ・第1回公園づくりワークショップ（テーマ「この公園でみえる未来の風景」）報告書
- ・第2回公園づくりワークショップ（テーマ「子育て世代にやさしいカフェ」）報告書
- ・社会実験報告書（社会実験企画運営業務委託成果）
- ・第1回公園づくりワークショップ動画（市公式 YouTube）
- ・社会実験動画（社会実験企画運営業務委託成果）（市公式 YouTube）
- ・常陸大宮駅西交流拠点化構想（令和2年3月策定）

(2) 常陸大宮駅周辺整備事業関係

- ・常陸大宮駅周辺整備計画（令和2年3月策定）
- ・常陸大宮駅周辺整備基本計画（平成29年3月策定）

11 その他留意事項

(1) 建築基準法や関係法令に適合した提案とすること。

(2) 交流施設（カフェを含む）の運営事業者については、今後検討する予定である。

(3) 常陸大宮駅西交流拠点基本計画及び関連資料を熟読し、「若者や子育て世代にとって魅力ある公園、子どもを安心して育てることができる環境を実現する常陸大宮駅西交流拠点（あたらしい公園）」を提案すること。